

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-----------|--------------------|---|
| 岐阜市 | 就業支援【農業】 | 産地構造改革支援事業 | 儲かる農業を目指した産地構造への転換のための取り組みに、必要となる機械・施設等の導入経費の一部を助成する。 |
| | 就業支援【その他】 | 岐阜市創業支援ルームの運営 | 創業者・ベンチャー企業の育成・支援を行うためのインキュベーター施設(新創業、新分野進出を目指す企業・個人に対し、低料金の育成室を提供するとともに各種の支援サービスを行い、その立ち上がり期間を積極的にサポートしていく施設)を運営。 |
| 大垣市 | 就業支援【農業】 | 新規就農者所得補償事業 | 新規就農者の所得確保のため、45歳未満の新規就農者について、就農5年以内に所得が250万円を超えない場合、交付金を交付する。 【補助率】 ・国費分:(350万円-前年所得額)×3/5 ※上限額150万円 ・市費分:(350万円-前年所得額)×3/5-150万円 ※上限60万円 |
| | 就業支援【農業】 | かがやき農業体験事業 | ①かがやき農業体験事業補助金 市民を対象に、播種から収穫までの一連の農業体験を実施できる農業体験学習の開催に対し補助する。 ②かがやき農業塾事業補助金 農業に取り組みやすいよう、野菜の作付け講習会や相談対応が可能な農園の開設に対し補助する。 |
| | 就業支援【農業】 | 市民農園ふれあい事業 | 年4回、野菜の栽培指導講習会を実施する。 |
| | 就業支援【その他】 | 保育者スタート応援事業 | 市内の保育園等に新たに就職する保育者の就職準備経費等に対し補助する。 ・就職準備費用(被服費等) 上限5万円 ・賃貸住宅入居費用(敷金、礼金等) 上限5万円 ・市外からの引越し費用(引越し業者に依頼した分の引越し料金等) 上限10万円 |
| | 就業支援【その他】 | Uターン・Iターン就職支援事業 | 中途就職ポータルサイト上に本市の情報ページを作成・掲載する。また、市内企業の中途就職ポータルサイトへの求人情報掲載料の一部を支援する。 |
| 高山市 | 就業支援【農業】 | 高山市移住者就農支援事業 | ・市内で就農することを希望している方に、短期から長期の研修を提供しているほか、市が認める長期研修生に対しては、月額10万円を最長1年間助成 |
| | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業【準備型】 | ・農業技術および経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者に資金を投資。150万円/年(最長2年間) |
| | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業【経営開始型】 | ・経営リスクを負っている認定新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、資金を投資。150万円(最大)/年 夫婦の共同経営 225万円(最大)/年(最長5年間) |
| | 就業支援【農業】 | 新規就農者規模拡大事業 | 新規就農者が営農するために必要な農地を借り受けた場合に賃借料を助成。8,000円/10aあたり(3年間助成) |
| | 就業支援【農業】 | 農業後継者就農支援事業 | ・親族(3親等以内)の農業経営を継承または参画した後継者に助成。100万円/年(1回限り) |
| | 就業支援【その他】 | 高山市Uターン就職支援金 | 高山市へUターンにより市内の事業所に就職した35歳未満の方に対して、Uターン就職支援金を支給する。(1人10万円) ※以下①～⑤の要件に全て該当される方が対象。 ①高山市外から高山市内へ住民登録地を移した方。 ②高山市内の事業所へ就職又は就業した日の年齢が35歳未満の方。 ③①か②のいずれか早い日から1年を経過していない方。 ④出生から15年間の期間内において最も長く住んでいた場所が高山市内である方、又は、過去に高山市内に居住していた方で申請日に高山市内の実家に居住している方。 ⑤公務員でない方。(会計年度任用職員・任期付職員等は対象とする。) |
| | 就業支援【その他】 | 高山市奨学金返済支援事業補助金 | 高山市へUIターンにより市内の事業所に就職した35歳未満の方に対して、奨学金の返済額の一部を補助する。(上限24万円/年・最大5年間) ※以下①～⑤の要件に全て該当される方が対象。 ①奨学金を返済中の方。 ②高山市外から高山市内へ住民登録地を移した方。 ③高山市内の事業所へ就職又は就業した日の年齢が35歳未満の方。 ④②か③のいずれか早い日から1年を経過していない方。 ⑤公務員でない方。(会計年度任用職員・任期付職員等は対象とする。) |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|------|-----------|--------------------|--|
| 多治見市 | 就業支援【その他】 | たじみビジネスプランコンテスト事業 | 多治見市内で創業(第二創業含む)する方を対象に、ビジネスプランコンテストを開催。まちなかグランプリ(300万円/多治見市内中心市街地での起業が条件/1者)、創業グランプリ(200万円/多治見市内での創業が条件/1者)を選定し、金融機関や商工会議所等の関係機関と共にビジネス支援を実施する。 |
| | 就業支援【その他】 | 「き」業展インターンシップ | 近隣の5大学と連携し、本市が実施するビジネスフェア「き」業展の出展に向けた準備と当日のアテンドを企業と共にを行うインターンシップを実施。 |
| | 就業支援【その他】 | 【新規】多治見で働くプロジェクト | 多治見での採用を促すため、魅力的な中小企業を紹介。人財確保支援策。合同会社説明会の開催や求人サイトの立ち上げを実施。多治見商工会議所主催、多治見市共催。事業協力者として、笠原町商工会及び東濃信用金庫。 |
| | 就業支援【その他】 | 多治見市陶芸工房バンク | やきものに関する貸工房や工房として利用できる空き物件情報を募集しホームページに掲載。工房を借りたい方とマッチングを実施。利用料は無料。 |
| | 就業支援【その他】 | 新産業・起業家創出環境整備事業 | 産業文化センター内に、新産業を創出する起業家の育成と起業を目指す人たちの支援を行うためのインキュベーション施設(多治見市起業支援センター)を設置、運営。低料金で事務所を提供すると共に金融機関OBのマネージャーが常駐し、入居者に対して積極的にサポートを実施。 |
| 関市 | 就業支援【農業】 | ビニールハウス建設補助事業 | ビニールハウスを新設し直売所等に作物を販売する農業者に対し、事業費の1/4以内(10万円限度)の費用補助をする。 |
| | 就業支援【農業】 | 新規就農者支援事業 | 45歳～50歳の新規就農者に対し、就農準備段階及び経営開始直後の所得確保を図り、将来の農業を支える人材を確保する。初期費用として75万円の補助(1回かぎり) |
| | 就業支援【林業】 | 就業者貸付住宅 | 農林業またはこれらに関連産業に従事する方、またはその方と同居する親族を対象として上之保地域に11戸の住宅がある。(15,000円～20,000円/月) |
| 中津川市 | 就業支援【農業】 | 新規就農セミナー | 新規就農に向けた基礎知識から栽培方法などのセミナーを実施します。 |
| | 就業支援【農業】 | 新規就農者定着支援事業 | 市内に居住する認定新規就農者を支援するため、就農計画の実現に向けて必要となる機械・施設等の導入経費の一部を助成します。(就農初年度のみ 一人当たり上限50万円) |
| | 就業支援【商業】 | 空き店舗活用支援事業 | 中津川市の空き店舗を活用して事業を始めるための空き店舗リフォーム工事の補助を行います。(店舗改修工事等にかかった費用の1/2 最大50万円) |
| | 就業支援【商業】 | 【新規】創業・第二創業支援事業 | 中津川市内で新たに創業される方及び新分野の事業を始められる方へ工事費等の補助を行います。(店舗の工事費等にかかった費用の1/2 最大50万円 転入などの加算制度あり) |
| | 就業支援【その他】 | ワーカーサポートセンター | 中津川市が独自で開設したカフェスタイルの就職相談支援センターです。地元企業のことは何でも聞いてください。ゆっくり相談ができ、元気に働けるお仕事を探してお手伝いをします。 |
| | 就業支援【その他】 | ジョブナビ(就職応援メールマガジン) | 就職活動中のみなさんに向けて中津川市の就職に関するさまざまな情報をお知らせするサービスです。市内企業に関する情報や就職に関するセミナー・イベントの情報を配信しています! |
| | 就業支援【その他】 | 産業事情視察促進事業 | 市内高校生等に市内企業を知ってもらうため、高校等が実施する市内企業見学に対し、バス代の補助を行います。 |
| | 就業支援【その他】 | キャリアカウンセラー設置支援事業 | 学生と市内企業の就職後のミスマッチを解消するため、市立高校のキャリアカウンセラー設置を支援するとともに、必要な経費の一部を補助します。 |
| | 就業支援【その他】 | 人材確保支援事業 | 市内企業の大学生等の人材確保を支援するため、以下の助成を行います。 ・大手就職情報サイト利用に要する費用の助成 ・合同企業説明会への出展費用の助成 |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-----------|-------------------------------------|--|
| 美濃市 | 就業支援【その他】 | 美濃市起業家支援制度 | 市内で新しい事業等を始めようとする方を支援する目的で、美濃市民間活力創生基金(通称:うだつ基金)を活用した起業家支援制度 ◎新事業開発補助制度 技術研究開発などの経費の1/2 100万円以内 ◎アドバイザー派遣補助制度 創業時に必要な知識をはじめ、事業者が必要とするアドバイスを受けるための経費 50万円以内 ◎新事業創出融資制度 新技術、新商品、新サービス開発などを事業化する場合の創業資金の一部を無利子、無担保、無保証で300万円まで融資 ◎市街地活性化等融資制度 市街地活性化、伝統産業継承、森林環境整備、農林水産振興につながる事業を始める場合の創業資金の一部を無利子、無担保、無保証で300万円まで融資 ◎市街地活性化等設備貸与制度 市街地活性化、伝統産業継承、森林環境整備、農林水産振興につながる事業を始める場合の設備整備を300万円の範囲内で行い、10年間有料で貸与 ◎創業時投資・出資制度 まちづくりに必要な観光PR事業、地域物産販売などの会社を創業しようとする場合に、株式取得などの投資という形で支援 |
| | 就業支援【その他】 | 美濃手すき和紙後継者育成奨励金 | 美濃手すき和紙製造技術等の保存伝承、後継者の育成・確保を図るため、手すき和紙製造技術等の習得をする者に奨励金の交付を行う。 月額5万円(2年間) |
| 瑞浪市 | 就業支援【農業】 | 農業人材力強化総合支援事業 | 原則50歳未満の新規に農業経営を開始される方に対し、年間最大150万円の給付金を最長5年間にわたって支給します。 |
| | 就業支援【その他】 | 瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金制度 | 市内において新たな事業を実施する方に対して、必要な経費の一部を補助します。上限500万円。 |
| 羽島市 | 就業支援【農業】 | 豊かな産地づくり支援事業 | 市の特産品となりうる農産物の栽培について長期的事業計画を立てて行う者に対し、栽培に要する機械、施設及び設備の購入費用の一部を補助する。 【対象者】農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する「青年等就業計画」の認定を受けた青年等 【交付額】計画書に記載した事業費の合計の2分の1以内の額で、100万円を上限額とする。 |
| 恵那市 | 就業支援【その他】 | え～なUターンナビ | Uターン希望者と市内の企業を結びつける就職情報サイトです。ハローワークと連携し、恵那市の求人情報や企業説明会などのイベント情報を更新しています。 |
| | 就業支援【その他】 | 起業支援事業 | 事業所・店舗等の開設に係る費用の一部を支援する。限度額20万円(創業支援セミナーを受けた場合、限度額40万円)。その他要件有り |
| | 就業支援【その他】 | 情報サービス産業等を市内空店舗・空き家を利活用し事業を始めるための支援 | 市内の空店舗や空き家など利用されていない施設等を活用し、市外から市内に新たにIT関連の事業所等を設置し、継続的に5年以上の事業を行う事業者へ賃借料・改修費等の支援を行う。(対象・対象業種・限度額要件有り) |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|-------|-----------|------------------------|--|
| 美濃加茂市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業 | 新規就農者に対して経営が不安定な経営開始直後の所得を確保するため、資金(経営開始型:1人あたり年間150万円、夫婦共に就農する場合は1.5人分225万円)を給付することにより、青年就農者の定着、増加を図る。 給付期間は最長で5年間で、平成20年4月以降に農業経営を開始した者を対象とする。 |
| | 就業支援【その他】 | 姫Biz相談窓口(起業等の支援) | 美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略「Caminho(カミーノ)」の目的のひとつである、“女性が活躍できるまち”の実現を目指して設置された、起業や出店などの夢や希望を支援する総合相談窓口。 経験豊富な女性の相談員がやわらかい雰囲気の中で、「何か新しく始めたい」「自分で仕事を始めたい」といった、相談者の夢や希望について相談に乗りながら支援を行います。 |
| | 就業支援【その他】 | 美濃加茂市小規模企業者事業所等整備補助金制度 | 市内の小規模企業者や新規創業者が、市内の事業所等の改修や新築を、市内施工業者に依頼して行う場合に、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付する制度。 対象:工事費が30万円以上となり、交付決定後10ヵ月以内に完成する工事。 ・新規創業(事業転換や経営の多角化を除く):100万円を限度額として、工事費の3分の2に相当する額を補助。 ・新規創業以外:50万円を限度額として、工事費の2分の1に相当する額を補助。 ・工事を伴う備品購入:事業所等と一体となって機能を果たすもので、購入金額の合計が10万円以上で、3分の1に相当する額を補助。 |
| | 就業支援【その他】 | 平成姫街街道事業に伴う起業支援補助金制度 | 女性の起業や出店を促し、中山道太田宿の空き家等を利用して新たに出店及び起業する個人又は法人に対し、予算の範囲内において平成姫街街道事業に伴う起業支援補助金を交付する制度。 目的:にぎわいのある街並みを形成し、中山道太田宿の魅力の向上に寄与することを目的とする。 (1)改修補助費 ・補助対象経費:開業に必要な最小限度の標準店舗改装費 ・補助金の額:補助対象経費の2/3以内の額 ・補助限度額:100万円 ・補助期間:1件につき1回限り (2)家賃補助費 ・補助対象経費:借地及び借家等にテナントとして開業する場合の近傍の取引事例に応じた店舗借用自体に係る賃料 ・補助金の額:補助対象経費の、3/4(1年目)、1/2(2年目)、1/4(3年目) ・補助限度額:10万円/月 ・補助期間:36か月まで |
| | 就業支援【その他】 | 美濃加茂市事業活性化支援利子補助金制度 | 事業者の経営安定と事業活動の発展のために、市内の小規模事業者やこれから起業を考える方が株式会社日本政策金融公庫の行うマル経融資等を受けた場合に、それらに係る利子の一部を利子補助金として交付する制度。 「対象者」 平成26年4月1日以降に、株式会社日本政策金融公庫の対象融資制度を利用して資金を借り入れた小規模事業者で、次の要件をすべて満たしている方が対象になります。 1. 市内に事業所等を所有している者。又は、市内で新たに事業所等を設けて創業又は第2創業を行う者 2. 特定非営利活動法人に該当しない者 3. 市町村税を滞納していない者 「補助金額」 返済開始から36月を経過するまでの分につき株式会社日本政策金融公庫に支払いをした利子に相当する額を補助します。 ただし、年利2.0%以内の額(100円未満切り捨て)を上限とします。 ※遅延に伴う延滞利息及び融資の額のうち旧債務の返済に充てた額に係る利子は対象外 |
| 土岐市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業 | 農業経営の不安定な就農初期段階の青年就農者(原則45歳未満)に対して、農業次世代人材投資資金を交付します。(経営開始年度~最長5年度目までとし、所得に応じ年間150万円を限度に交付) |
| | 就業支援【その他】 | 認定特定創業支援事業 | 土岐市認定特定創業支援事業による支援を受けて、回数、期間、内容などの要件を満たした創業者(予定者含む)に、認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書を交付し、この証明書を提示することにより、創業に関する各制度において優遇措置を受けられます。 |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|------|-----------|-----------------|---|
| 各務原市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業金 | 次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))及び、就農直前の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付する。 交付額 ・年間150万円を最長2年間交付(準備型) ・所得に応じ年間150万円を限度に最長5年間交付(経営開始型) |
| | 就業支援【その他】 | 創業支援 | 平成26年10月に国の認定を受けた「産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画」に基づき、市内の創業環境を整えるとともに、地域の支援機関、金融機関と連携し創業関連諸制度の充実を図ります。「各務原創業スクール」、無料体験講座を開催。 【新規】起業後間もない事業者の「集客・販促」をテーマとしたセミナーの開催 |
| | 就業支援【その他】 | かかみがはらビジネス相談 | 公財)岐阜県産業経済振興センター・岐阜県よろず支援拠点と連携し、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆるお悩み相談に対応する相談窓口「かかみがはらビジネス相談窓口」を設置しています。 販路開拓、売上拡大、商品開発、経営改善、ブランドデザイン、IT活用・WEB集客など、支援拠点コーディネータが対応します。 |
| | 就業支援【その他】 | U・Iターン企業説明会出展事業 | 大都市圏の大学生等を対象にした就職説明会に出展し、市内企業の情報提供を行うことで、雇用の確保と移住定住を図ります。 |
| | 就業支援【その他】 | インターンシップ費用助成事業 | 大学生の市内企業へのインターンシップ参加を促し、市内企業の魅力を伝えるため、大学生のインターンシップの参加にかかる費用を助成する。 |
| 可児市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資資金事業 | 農業経営の不安定な就農初期段階の青年就農者(原則50歳未満)に対して、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付します。給付金額は、1人あたり年間150万円(夫婦共に就農する場合は2人で225万円)、給付期間は、経営開始年度～最長5年度目まで。 |
| | 就業支援【その他】 | 可児ビジネスカフェ | 中小企業・小規模事業者や創業希望者の方を対象に、売り上げ拡大、経営改善などの悩みを気軽に相談できる窓口です。相談料は無料で、経営相談に精通した相談員・コーディネーターが相談に応じます。 |
| | 就業支援【その他】 | インターンシップ | 可児市役所への就職を希望する学生等を対象に毎年インターンシップの受け入れを実施しています。3日から5日程度、研修生として働き、自分の将来に関連する就業体験を積んでいます。毎年の受入人数は5人～10人程度です。 |
| 山県市 | 就業支援【その他】 | 創業支援事業 | 商工会が主体となり、創業希望者を対象に創業支援セミナーの開催等を行っている。 |
| 瑞穂市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業 | 経営が不安定な就農直後の所得を確保するための国の給付金を活用して新規就農者(50歳未満)の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。(補助額:150万円/年、最長5年間) ※前年の世帯全体の所得が600万円以下である者を対象とします。 |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|-----------|--------------------|--|---|
| 飛騨市 | 就業支援【その他】 | 就職奨励金 | 市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・Uターン就職者)された方に対し、奨励金を支給します。 次の要件のいずれかを満たし、市内事業所に1年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方(対象外の業種があります) ①学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方 ②Uターン就職者…飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方 【支給額】①学卒者等就職者 7万円 ②Uターン就職者 5万円 |
| | 就業支援【その他】 | 起業化促進補助金 | 起業経費の2/3以内(上限100万円) 第二起業経費の1/5以内(上限100万円) 店舗等家賃の1/3以内(上限年度20万円、複数年度は計40万円) ・当初2年間 |
| | 就業支援【農業】 | 新規就農者施設整備補助金 | 市内の居住する認定新規就農者を支援するため、就農計画の実現に向けて必要となる機械・施設等の導入経費の一部を助成します。(4/10以内 上限100万円) |
| | 就業支援【農業】 | 後継者就農給付金 | 農業後継者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び就農直後(3年以内)の所得を確保するため給付金を給付します。 ①後継者就農給付金(準備型) 年間100万円(最長2年) ②後継者就農給付金(経営開始型) 年間50万円(最長3年) |
| | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業(準備型) | 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付 150万円/年(最長2年) |
| | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業(経営開始型) | 就農時年齢満45歳未満の独立経営を営む認定新規就農者で、就農直後の経営確立を支援する資金を交付 150万(最大)/年(最長5年) |
| | 就業支援【その他】 | 勤労者生活安定資金融資制度 | 市内居住の勤労者に生活安定資金(調達が一時的に困難な資金)を融資することで生活安定を図り、住民福祉の向上を図ります。(①1年以上市内に居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している20歳以上の方、②前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方) 【資金使途】教育・医療・介護・出産・育児・自動車関係資金 【融資限度額】200万円以内/世帯 【償還期間】①教育 15年以内 ②医療・介護・自動車 10年以内 ③出産・育児 5年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.3%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担 ・担保不要 |
| | 就業支援【その他】 | 勤労者住宅資金融資制度 | 市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金(住宅新築、購入、増改築、及び住宅建設のための土地購入費)を融資することにより、住環境の改善ならびに定住促進を図ります。(融【融資限度額】2,000万円以内 【融資限度額・償還期間】 ①有担保(2,000万円以内) 35年以内 ②無担保(500万円以内) 20年以内 【利率等】・東海ろうきんの店舗表示金利より0.1%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担 |
| | 就業支援【その他】 | 医療・介護専門職U・Iターン就職奨励金 | 奨励金 ・市内居住者 10万円、・高山市又は富山市の居住者 5万円 ※2年以内に転職又は退職した場合は返還 【対象職種】看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、 【対象者】 ・Uターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関(市の直営する機関も含む。)に就職する上記職種の有資格者。 |
| 就業支援【その他】 | 医療・介護専門職賃貸住宅家賃補助事業 | 月額家賃から住居手当等及び飛騨市賃貸住宅家賃補助金交付額を除いた額(上限1万円) 【交付期間】36ヶ月 【対象職種】看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、 【対象者】 引き続き本市に住所を有する意思のある上記職種の有資格者で次のいずれかの方 ①転入者…転入から1年を経過していない方 ②新婚世帯…婚姻届提出後1年を経過していない夫婦であり、いずれもが公務員以外の世帯 | |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|-----|-----------|-------------------------|---|
| 飛騨市 | 就業支援【その他】 | 医療・介護・保育専門職員就職準備金貸付事業 | 貸付金 20万円(夜勤をする場合さらに10万円加算) 貸付期間 2年間 ※市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することで償還を免除 【対象職種】看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 【対象者】 ①UIターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関(市の直営する機関も含む。)に就職する上記職種の有資格者。 ②市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師(1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている者) |
| | 就業支援【その他】 | 【新規】市内既存医療機関への常勤医師就業奨励金 | 市外で就業している医師が、市内の民間医療機関に常勤医として勤務又は院長等として就任する場合に、奨励金を交付する。 交付額 300万円 |
| 本巣市 | 就学支援【その他】 | 高等職業訓練促進事業 | 母子家庭の母または父子家庭の父に対して、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の訓練促進費等を支給します。 ・児童扶養手当の受給があるかまたは同様の所得水準にある方 ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方 (上限月額10万円を最長4年間給付) |
| | 就学支援【その他】 | 自立支援教育訓練給付金 | 母子家庭の母または父子家庭の父に対して、就職等のために指定の講座を受講し修了した場合、給付金を支給します。 ・児童扶養手当の受給があるかまたは同様の所得水準にある方 ・対象講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方 (教育訓練経費の60%を給付。上限80万円) |
| | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業 | 原則50歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者に対して交付します。 (経営開始年度～最長5年度目までとし、年間150万円を給付) |
| 郡上市 | 就業支援【その他】 | 創業塾 | 商工会が主体となり、創業を希望する者に対し研修という形で創業のノウハウを伝授する。 |
| | 就業支援【その他】 | 空き店舗等活用事業補助金 | 市内に移住し、市内の空き店舗等を活用し事業を営む者に対し、改修費の一部を支援する。 改修費…1/2(上限50万円)ただし、市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る |
| | 就業支援【その他】 | UIターン就職奨励金 | UIターン者及び新規学卒者が、市内企業に就職又は市内に創業した場合に奨励金を交付する。 市内に居住し、就職した日又は事業を開始した日から6ヵ月以上継続している場合 就職時又は事業を開始した日に年齢が50歳以下の方等 【支給額】10万円 |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|------|-----------|------------------------|---|
| 下呂市 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業(準備型) | 対象者:就農予定時の年齢が50歳未満の方で、先進農家等で研修を受ける方 支援内容:年間150万円を給付(最長2年間) ※注意事項 研修先、研修内容等には要件があります。雇用契約を締結することはできません。研修終了後、就農しない場合は給付金を返還しなければなりません。 |
| | 就業支援【農業】 | 就農支援資金の貸付 | 対象者:認定就農者 支援内容:無利子の資金貸付 支援内容:農業経営を開始するために必要な機械、施設、資材等の購入に要する資金が借入できます。融資期間による審査あり。貸付限度額あり。償還にあたっては措置期間(5年間)が設定可能。 |
| | 就業支援【その他】 | 下呂市転職者等事業所訪問補助金 | 東京圏から下呂市内の事業所に就職することを前提に、職場状況の見学や移住のための相談に、市内を訪問するため費用(旅費・宿泊費)の一部を支援する制度。 (補助受給条件) ・東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)に在住又は勤務する方で、過去に下呂市に住所の登録をしていない50歳未満の方 (Uターンは対象外) (補助対象経費) ・補助対象は、自宅(住所地)から、市内最初の訪問先までの往復に要した交通費及び宿泊料です。 ・公共交通機関の利用に要した実費(鉄道、高速バス、航空機、船舶等) ・車の場合は、1kmあたり10円を乗じた額と有料道路使用料(レンタカーを使用した場合は、その賃料を含む) ・市内における宿泊費(1泊分) ・移動経路は、合理的かつ経済的な経路を補助対象とします。 (補助率、補助額等) ・補助対象経費の合計額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数切り捨て)で、1人1回当たり1万円を限度。配偶者を同行する場合は、1回当たり2万円を限度。 ・支給回数 2回まで(生涯) |
| | 就業支援【その他】 | 空き店舗等活用事業補助金 | ①空き店舗及び空き家を活用し事業を営もうとする方へ家賃の一部を補助 対象者:小売業、飲食店及びサービス業等を営もうとする方。借上げに係る契約期間が1年以上で3年以上継続して営業しようとする方(週4日以上営業) 補助率:営業を開始して1年間の空き店舗等の賃借料2分の1以内 上限36万円/年(月額3万円) ②空き店舗等を購入または借上げて営業しようとする方の改修工事費の一部を補助 対象者:小売業、飲食店及びサービス業等を営もうとする方。空き店舗等を購入、賃貸し3年以上営業しようとする方 補助率:上限10万円(1回のみ) |
| 海津市 | 就業支援【農業】 | 新規就農者確保事業 | 国の基準を満たす新規就農者に対し、最長5年間、給付金を給付。 |
| | 就業支援【農業】 | 就農支援協力事業 | 農地利用集積円滑化団体を通じ、就農希望者の農地確保等に協力する農業者に対し協力金を交付。 |
| | 就業支援【その他】 | 無料職業紹介所 | 市独自の紹介所で、市民及び市内企業へ就職を希望される求職者を対象に、市内及び近隣事業所の求人情報を紹介する。 |
| 神戸町 | 就業支援【その他】 | 雇用拡大事業奨励金事業 | 新規学卒者又は、転職者を正規雇用従業員として雇用を行った対象事業所に対して奨励金を交付する。(商工会議所が代行) |
| | 就業支援【その他】 | 就職支援事業補助金事業 | インターシップの受け入れ及び企業説明会を実施する事業者に対して補助金を交付する。(商工会議所代行) |
| 岐南町 | 就業支援【その他】 | 空き店舗対策事業 | 空き店舗を賃借して営業を開始する事業主に対し、予算の範囲内で家賃の一部を補助する。 |
| 笠松町 | 就業支援【その他】 | 空き店舗対策事業 | 町が指定する創業支援セミナーを受講し、町内の空き店舗を賃借して営業を開始する事業主に対して、予算の範囲内で1年間、家賃の半額(上限40,000円/月)を補助する。 |
| 揖斐川町 | 就業支援【農業】 | 【新規】農業次世代人材投資事業(経営開始型) | 不安定な就農直後の経営を確立するための資金確保 【対象者】原則50歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者 【交付額】年間150万円。2年目以降は前年の所得に応じて変動する。(最長5年間) |
| 坂祝町 | 就業支援【その他】 | 女性の起業支援事業 | 商工会等の団体が主体となり、女性の創業や再就職を希望する者に対し、セミナーや研修という形で創業のノウハウを伝授する場合に団体に対し最大10万円まで補助する。 |
| 富加町 | 就業支援【農業】 | 農業次世代人材投資事業 | 経営開始直後の青年就農者(50歳未満の者)に対して、経営開始後5年間、資金を給付する。 |

令和2年度 移住定住に関連する各種施策(就業支援関係)について

| 市町村 | 区分 | 事業名 | 事業内容 |
|------|-----------|----------------------|---|
| 川辺町 | 就業支援【その他】 | 小規模事業者施設等整備補助金 | 町内外の小規模事業者や新たに創業される方が事業所等(店舗・事務所・工場など)の施設整備(新築や増築、改修)を町内施工業者に依頼して行う場合にその工事費等を支援します。 (1)創業者・重点事業(町内小規模事業者が飲食店、小売業、宿泊業又は娯楽業を新たに開始する場合、又は町外小規模事業者が町内で新たに施設整備をする場合) 事業費の2/3(最大100万円) (2)町内小規模事業者が重点事業以外の施設整備をする場合 事業費の1/2(最大50万円) |
| 七宗町 | 就業支援【その他】 | 創業支援事業補助金交付制度 | 町内で創業または従業員用の寮を整備する小規模企業者に対し、下記のとおり補助金を交付する。 ・事業所開設に対して補助率1/2以内(限度額100万円) ・事業所賃借に対して補助率1/2以内(月額5万円) ・雇用促進事業に対して補助率10/10以内(月額2万円) ・従業員用寮整備に対して固定資産税額分 |
| 白川町 | 就業支援【その他】 | 創業支援事業補助金 | 新規に商工業を開業する小規模企業者等の開業にかかる経費(用地取得、店舗建設、店舗賃貸料等)の1/2を助成し支援する。(上限100万円:賃貸は月3万円)又、創業で従業員を雇用する場合に1名につき1万円を1年間支援する。 |
| | 就業支援【その他】 | 技能職就業者助成金 | 1年以上を修業年限とする研修機関に入所し、修業後5年以内に町内に居住して技能職に就業しようとする者に対して、月額1万円以内の奨学金を給付する。 |
| 東白川村 | 就業支援【農業】 | 新規就農者定住促進事業奨励補助金 | 新規就農者(新規学卒者・Uターン者・転入者)の定住条件の整備等の支援を行い、新規就農者の定住促進を図る。 |
| | 就業支援【その他】 | 林業・製材業・建築業担い手育成受入補助金 | 18歳以上40歳未満のI・Uターン者もしくは村に住所を有する新卒者を受け入れる事業所に対し、人件費を5年間助成。事業主は18万以上支払うことが条件。 【助成額】研修生一人当たり最大15万円/月補助 |
| | 就業支援【その他】 | 濃飛建設職業能力開発校訓練生経費補助金 | 18歳以上40歳未満のI・Uターン者もしくは村に住所を有する新卒者で、濃飛建設職業能力開発校で訓練を受けるものに対し、学校への入校料、授業料、また賃貸住宅の家賃、敷金の補助を行う。 【補助額】入校料5千円、授業料4千円*12ヶ月、家賃1/2補助、敷金1/2補助 |
| | 就業支援【その他】 | 商工業新規開業支援事業 | 新規に商工業を開業する個人若しくは企業の開業にかかる経費の1/2を助成し支援する。(上限100万円) |
| 白川村 | 就業支援【その他】 | 起業支援事業 | 起業する個人、団体、法人について、設備投資等に係る費用の10/10を補助する(上限300万円) |
| | 就業支援【その他】 | 地域ブランド開発支援事業 | 村の優れた資源を活用した“もの”“サービス”等の商品化等に関する研究、試作、マーケティングなどの経費の10/10を補助する(上限50万円) |